

令和8年（フ）第607号

東京都武蔵村山市三ツ藤1丁目33番地の12
破産者 石井 翔子

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第727号

東京都三鷹市井口5丁目4番4—303号
破産者 丹 俊介

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第786号

東京都立川市一番町4丁目28番地の1ハイホーム立川式番館201
破産者 豊田倫太郎

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第484号

神奈川県大和市中央2丁目7番2号1F
破産者 株式会社soil

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第224号

新潟市東区紫竹六丁目12番18号
破産者 有限会社企画二十一

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年（フ）第132号

岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原725番地の3
破産者 有限会社小寺鉄工所

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年（フ）第98号

岐阜県大垣市青野町4番地
破産者 株式会社公成会

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年（フ）第6614号

大阪市西淀川区野里3丁目6番12号
破産者 株式会社河野プラテック

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1693号

大阪市西区江戸堀1丁目23番13号肥後橋ビル3号館401
破産者 株式会社スカイラボ

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2002号

大阪市中央区西心斎橋1丁目15—13アートマスターズ心斎橋ビル2F
破産者 株式会社A—BEAT—PRO.

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第116号

鳥取県米子市淀江町今津110番地1
破産者 株式会社エフブライン

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第96号

愛媛県松山市古川西一丁目8番27号
破産者 有限会社河端久夫建設

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第443号

兵庫県尼崎市南武庫之荘4丁目21番23号NEWサンヤマイチ30D
破産者 清水 正明

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第593号

北九州市小倉北区中井浜5番19—801号、開始決定時の住所北九州市門司区東本町1丁目5番5号
破産者 三村 哲平

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第396号

北九州市小倉南区日の出町1丁目2番3—209号
破産者 治部田 剛

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第176号

鹿児島市宇宿4丁目29番8号
破産者 市来 敦志

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年（フ）第236号

鹿児島市下伊敷1丁目11番11—804号
破産者 迫田 堯之

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第1445号

仙台市泉区寺岡4丁目7番地の6
破産者 山際 健司

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第172号

仙台市宮城野区銀杏町24番21号 第2石森アパート302
破産者 佐藤 久夫

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第272号

仙台市太白区西中田4丁目3番10—402号
破産者 川村 浩之

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第309号

仙台市青葉区一番町2丁目7番27—308号
破産者 小林 洋平

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係